十三の四　第二条第十三号の三の座席ベルト

十四～四十一　（略）	第十六号第十改訂版 第百七十三号
2・3　（略）	

第三号様式（特別な表示）（第六条関係）

（略）

（単位：ミリメートル）

特定装置の種類	a
（略）	8以上
第二条第一号の七の自動車駆動用電力消費装置	
第二条第一号の八のペダル踏み間違い時加速抑制装置	
（略）	（略）
（略）	8以上
第二条第十一号の六の運転者席	
第二条第十一号の七の視界内表示投影装置	
（略）	（略）
（略）	（略）

第五条　装置型式指定規則の一部を次のように改正する。

次の表により、前条の規定による改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	前条の規定による改正後
（指定を受けたものとみなす特定装置） **第五条**　法第七十五条の三第八項の国土交通省令で定める特定装置は、次の表の上欄に掲げるものとし、同項の認定その他の証明は、同表の上欄に掲げる特定装置の種類に応じ、国土交通大臣が告示で定める国が、車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合規則の諸採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定に附属する同表の下欄に掲げる規則に基づき行う認定によるものとする。	（指定を受けたものとみなす特定装置） **第五条**　法第七十五条の三第八項の国土交通省令で定める特定装置は、次の表の上欄に掲げるものとし、同項の認定その他の証明は、同表の上欄に掲げる特定装置の種類に応じ、国土交通大臣が告示で定める国が、車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合規則の諸採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定に附属する同表の下欄に掲げる規則に基づき行う認定によるものとする。

特定装置の種類	規則番号
一～十三の三　（略）	（略）

十三の四　第二条第十三号の三の座席ベルト

十四～四十一　（略）	第十六号第十改訂版
2・3　（略）	

第三号様式（特別な表示）（第六条関係）

（略）

（単位：ミリメートル）

特定装置の種類	a
（略）	8以上
第二条第一号の七の自動車駆動用電力消費装置	
（略）	（略）
（略）	8以上
第二条第十一号の六の運転者席	
（略）	（略）
（略）	（略）

特定装置の種類	規則番号
一～十三の三　（略）	（略）